スポーツ振興功績者表彰規程

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人長野県スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第４条第８号の表彰の実施について必要な事項を定める。

（表彰の対象）

第２条　公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「法人」という。）は、スポーツの振興に功績のあった次の各号のいずれかに該当する個人又は団体を表彰する。

(1) 多年にわたり誠実熱心にスポーツの振興に貢献したもの

(2) 競技会において特に優秀な成績を収めたもの及び競技界に功績があった指導者で、他の模範となるもの

(3) 前２号に定めるもののほか、スポーツの振興に特に功績があって表彰することを適当と認めるもの

（表彰の種類）

第３条　表彰の種類は、次のとおりとする。

(1) 有功章

(2) 栄光章

(3) 勲功章

（有功章の要件）

第４条　前条第１号に規定する有功章は、次の各号のいずれかに該当し、加盟団体又は法人が推薦する個人又は団体に対して授与する。

(1) 次のいずれにも該当する者

ア　表彰する年度の末日における年齢が 55 歳以上の者

イ　次のいずれかに該当する者

(ｱ) 加盟団体（(ｲ)の団体は除く。）の役職（会長、副会長、理事、監事、支部長若しくは専門委員長（競技団体に限る。）又はこれらに相当する役職をいう。）に 10 年以上にわたり従事し、功績のあった者。ただし、当該加盟団体の会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事、常務理事、専門委員長（競技団体に限る。）又はこれらに相当する役職に従事したことがある者に限る。

(ｲ) 定款第５条第２号に掲げる団体において、副理事長以上の職に２期４年以上又は専門委員長の職に 10 年以上従事し、功績のあった者

(2) 次のいずれにも該当する団体

ア　活動及び運営が定期的、計画的及び組織的に行われている団体

イ　活動の内容が地域等のスポーツ振興に貢献しているとともに、他の団体の模範となる団体

ウ　設立から 10 年以上にわたる実績があり、活動が年々向上していると認められる団体

２　加盟団体からの推薦の数は、個人又は団体のそれぞれにつき、２以内とする。

（栄光章の要件）

第５条　第３条第２号に規定する栄光章は、次の各号のいずれかに該当し、加盟団体又は法人が推薦する個人又は団体に対して授与する。

(1) 国民スポーツ大会及びこれに準ずる競技会（以下「国民スポーツ大会等」という。）において、２年連続優勝した競技者又は団体

(2) 国民スポーツ大会等において、３年以上にわたり上位入賞した競技者又は団体

(3) 国民スポーツ大会等において、６年以上にわたり入賞した競技者又は団体

(4) オリンピックに出場した競技者又は世界選手権、ワールドカップ若しくはアジア大会において３位以内の成績を収めた競技者若しくは団体

（勲功章の要件）

第６条　第３条第３号に規定する勲功章は、次の各号のいずれにも該当し、加盟団体又は法人が推薦する者に対して授与する。

(1) 前条各号のいずれかに該当する競技者又は団体を育成し、かつ、当該競技団体の発展に寄与している指導者

(2) 表彰する年度の末日における年齢が、原則 40 歳以上である指導者

（受賞の制限）

第７条　表彰は、第３条各号に規定する表彰の種類ごとに、１人又は１団体につき１回に限るものとする。ただし、オリンピックにおいて入賞した者又は構成員が異なる団体については、この限りでない。

（表彰を受けるものの決定）

第８条　加盟団体の長は、第４条から第６条までの規定に該当するものがある場合は、毎年 10 月末日までに表彰の内申に係る書類を理事長に提出しなければならない。

２　法人の推薦について必要な事項は、別に定める。

３　表彰を受けるものは、第１項の書類その他の関係書類に基づき、理事会において決定するものとする。

（表彰の方法）

第９条　表彰は、毎年度１回表彰状を授与して行うものとし、副賞を交付することができる。

２　前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは随時表彰を行うことができる。

（改廃）

第 10 条　この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附　則

この規程は、昭和 27 年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、昭和 41 年３月 26 日から施行する。

附　則
この規程は、昭和 45 年５月２日から施行する。

附　則
この規程は、昭和 52 年４月 25 日から施行する。

附　則
この規程は、昭和 57 年７月５日から施行する。

附　則
この規程は、平成元年３月 23 日から施行する。

附　則
この規程は、平成元年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附　則
この規程は、平成 27 年６月２日から施行する。

附　則
この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和元年９月４日から施行する。

附　則
この規程は、令和６年１月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和７年４月１日から施行する。